

議案第37号

鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正について

次のとおり鳥取県福祉のまちづくり条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等（第6条—第12条）

第3章 特別特定建築物に係る規制等（第13条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなところづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定によ

る特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保して、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

(2) 公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(県の責務)

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促

進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

3 事業者は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- (1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

(支援措置等)

第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

第3章 特別特定建築物に係る規制等

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校（令第5条第1号に掲げるものを除く。）

- (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所（以下「公益事業の事務所」という。）
- (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に掲げるものを除く。）
- (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）
- (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設（以下「自動車教習所等」という。）

（建築の規模の引下げ）

第14条 法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物（公衆便所を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、令第14条第1項第1号（前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計100平方メートル（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特

定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで(令第14条第1項第1号及び第2号並びに令第18条第2項第2号(建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第5号を除く。)に定める基準及び第16条から第23条まで(第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。)に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

(廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第16条 廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

2 階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が前項第3号に定めるもの、又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

3 傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が第1項各号のいずれかに該当するもの、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあつては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

(2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

(イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

イ 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他に乳幼児を預かることができる部屋を設ける場合は、この限りでない。

ウ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以

上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

ウ 内部に手すりを設けること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

（増築等に関する適用範囲）

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

（1）当該増築等に係る部分

（2）道等から前号に掲げる部分にある利用居室（共同住宅にあつては各住戸を、公益事業の事務所にあつては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を、それぞれ含む。以下同じ。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（3）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

（4）第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（5）車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成す

る出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

- 2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（追加した特別特定建築物に関する読替え）

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（適合証の交付）

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

- 3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

第4章 雑則

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線に囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村等	事	市町村等
略		略	
3 <u>鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第 号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。）</u>	各市	3 <u>鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく事務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物及び路外駐車場に係る事務で次に掲げるもの</u> <u>（1） 第15条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付</u> <u>（2） 第16条の規定による届出の受理</u> <u>（3） 第17条の規定による指導及び助言</u> <u>（4） 第18条の規定による届出の受理</u> <u>（5） 第18条の2の規定による完了検査</u>	各市

4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項に掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市
5 削除	
略	

(6) <u>第19条の規定による立入調査</u>	
(7) <u>第24条第1項の規定による通知の受理</u>	
(8) <u>第24条第2項の規定による要請</u>	
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市
5 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、道路及び公園に係る事務で3の項(1)から(6)までに掲げるもの	各市町村
略	

(検討)

5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第14条関係）

学校（各種学校又は専修学校に限る。）	500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
展示場	1,000平方メートル
ホテル又は旅館	1,000平方メートル
公益事業の事務所	1,000平方メートル
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。）又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
公衆浴場	500平方メートル
飲食店	200平方メートル
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル
理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル
自動車教習所等	500平方メートル

自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000平方メートル
公衆便所	50平方メートル
公共用歩廊	1,000平方メートル

別表第2（第17条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	1,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル
公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（以下「ターミナル」という。）	100平方メートル
公衆便所	50平方メートル

別表第3（第17条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2,000平方メートル
集会場又は公会堂	2,000平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	2,000平方メートル
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	2,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	2,000平方メートル
ターミナル	2,000平方メートル

別表第4（第19条関係）

病院	1,000平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	1,000平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	1,000平方メートル

公共体育館等	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	1,000平方メートル
郵便局又は銀行	1,000平方メートル
ターミナル	1,000平方メートル

別表第5（第19条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	1,000平方メートル
ターミナル	100平方メートル

別表第6（第19条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル

別表第7（第20条関係）

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
 - イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、住戸、利用居室、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる

構造とすること。

ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(10) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

(11) かご内に、手すりを設けること。

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

オ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第8（第21条関係）

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識

別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。

(1) 踊場を除き、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限り

でない。

4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

（1）勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（2）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（3）その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（4）傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

（1）かごは、利用居室、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

（2）かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（3）かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

（4）乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

（5）かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

（6）かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。）

7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。